



筑紫野市 災害時等要援護者支援制度



- ・もし大地震が起きたら…
- ・台風や大雨で浸水したらどうしよう…
- ・自力で避難するのが難しい…
- ・目・耳が不自由で避難情報が得られない…



大規模災害時には、市・救急隊・消防・警察といった公的機関(公助)がすべての住民を直ちに救助できるとは限りません。自分の身を自分で守ること(自助)はもちろん、地域の力による助け合い(共助)が生死を分けることが考えられます。



平常時から、**援助を要する人(要援護者)**と**援助が出来る人(支援者)**が顔見知りになり、**地域の力で守り合うことが大切です。**

要援護者(高齢者等)と支援者(ご近所、行政区等)を結ぶ

要援護者支援制度に登録しませんか？

- 1 公民館等に備えている登録申出書用紙に、氏名・住所・電話番号等の必要な情報を記入し、事前に登録を行います。
- 2 **ご近所**であなたを支援してくれる人(支援者)を決めて、この制度に登録することへの同意を得ます。
【支援者が思い当たらない場合は？】
支援者の欄は空欄のまま提出してください。後ほど、地域との話し合いの中で、あなたにふさわしい支援者を一緒に決めていくことになります。
- 3 支援のために必要な個人情報を地域(町内会・自主防災組織等)に提出することに同意していただきます。
- 4 支援者は、平常時には日頃の声かけを、災害時には避難の呼びかけ等の支援をお願いします。ただし、できる範囲での支援であり責任を伴うものではありません。



要援護者はこのような人

- ・75歳以上の高齢者
- ・要介護認定者
- ・障害者
- ・難病患者
- ・妊産婦および乳幼児
- ・外国人

その他、日常的に周囲の支援を必要とする人、災害時に自分で移動できない人、情報を得ることが難しい人、避難のためになんらかの手助けが必要な人はだれでも要援護者として登録することができます。



支援者はこのような人

支援者として一番望ましいのは、あなたの近隣の人です。

民生委員・児童委員、福祉委員はそれぞれの受け持ち区域が広いので、災害時に一人ひとりを手助けすることは困難です。

近隣の人に支援者を頼める人がいない場合は、行政区と相談して支援者を決定します。

支援者の役割

平常時の見守り

買い物や散歩のついでに・・・

- ・郵便箱があふれていないか
- ・夜間に電気がついているか
- ・洗濯物がとりこまれているか

時折、お互いの負担にならない程度に訪問して、世間話をしながら要援護者の近況を確認します。

災害時の避難支援

地域と協力しながら要援護者と一緒に避難します。

- ・避難所と一緒にいく
- ・階上への避難を誘導するなど



地域(町内会・自主防災組織等)の役割

公民館を拠点として、避難誘導や救出救助の中心となります。

要援護者が記入した登録台帳から必要事項のみを転載した名簿を管理し、

- ・状況が把握できない要援護者の安否確認
- ・支援者が支援することが出来ない要援護者の避難誘導などに役立てます。

【問合せ先】

筑紫野市役所 電話(代表)923-1111

- 生活福祉課 (内線)430・431
- 高齢者支援課 (内線)451・452
- 危機管理課 (内線)222・223

- 災害時等要援護者登録申出書、内容変更・取消届用紙は、各地区コミュニティーセンター等・市役所に備え付けています。
- 提出は、各行政区長または市役所の左記担当窓口までお願いします。